

静岡県告示第123号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和4年2月18日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

羽鮒南田 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
富士宮市		羽鮒	南田	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域
			〃	701-3 1号
			〃	700-1 地先官有地 2号
			峠	2109 3号
			〃	2108-2 4号
			〃	2106 5号
			〃	南田 705-1 6号
			〃	〃 689-1 7号
〃	〃 689-1 8号			